

「黒い雨」裁判

広島高裁判決後の被爆者健康手帳の交付の課題

講師

遠隔地の皆様は Zoomオンライン参加可
ミーティングID: 871 3671 9235
パスコード: 129453

広島大学 名誉教授

市民公開講座の内容

田村 和之

「黒い雨」裁判の広島高裁判決は、原告84人全員を被爆者援護法1条3号の被爆者に該当すると認め、被爆者健康手帳の交付を命じた。広島県、広島市及び訴訟参加した厚生労働大臣は上告を断念し、この判決は確定した。

広島原爆で「黒い雨」に遭った者は、この裁判の原告だけでない。広島県は同様の「黒い雨」被爆者は約1万3000人に及ぶと推定している。長崎原爆で「同じような事情にあった」者も、相当の数に及ぶと推測される。これらの人たちに、すみやかに被爆者健康手帳が交付されなければならない。4月1日からの新たな広島「黒い雨」被爆者への「審査指針」の問題点を考える。

講師紹介

広島大学総合科学部教授、龍谷大学法科大学院教授を経て現職。行政法、児童福祉法、保育行政が専門。被爆者援護行政、在外被爆者の健康管理手当の支給に関わる裁判などで多くの実績がある

とき 6月11日(土)

14:00~17:00

(14:00 市民公開講座 16:00 総会)

ところ 広島県健康福祉センター 2F 総合研修室

広島市南区皆実町1丁目6-29



資料代 500円
学生 200円
(会員は無料)

